別表（第８条関係）

湯梨浜町立学校校舎等施設使用料

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | | 基本使用料 | 照明加算額 |
| 1時間につき | 1時間につき |
| 教室（1教室につき） | 町民 | | 円  100 | 円  ― |
| 町外者 | | 300 | ― |
| 体育館（多目的活動ホール及び武道場を含む） | 町民 | 一般・高校生 | 200 | ― |
| 中学生以下 | 100 | ― |
| 町外者 | 一般・高校生 | 600 | ― |
| 中学生以下 | 300 | ― |
| 屋外運動場 | 町民 | 一般・高校生 | 100 | 300 |
| 中学生以下 | 50 | 300 |
| 町外者 | 一般・高校生 | 300 | 900 |
| 中学生以下 | 150 | 900 |
| 泊小学校グラウンド  羽合小学校多目的広場  （芝生グラウンド） | 町民 | 一般・高校生 | 200 | 300 |
| 中学生以下 | 100 | 300 |
| 町外者 | 一般・高校生 | 600 | 900 |
| 中学生以下 | 300 | 900 |

備考

１　使用時間に１時間未満の端数があるときは、１時間として計算するものとする。

２　冷暖房を使用する場合は、使用料の額に町民１時間あたり100円、町外者１時間あたり300円を加算するものとする。

３　町内に所属する団体が利用する場合は、使用区分を町民とする。ただし、町外に所属する団体と共同で使用する場合は、町外者として扱うものとする。